

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

# 論 矣

平成 26 年度第 8 号  
通 算 第 538 号  
平成 27 年 2 月 20 日

尼崎市役所総務局  
人事管理部給与課

## 平成 27 年度向け合理化及び市民窓口改善事業等について

1 月 28 日午後 4 時から午後 5 時 15 分まで、中央公民館視聴覚室において、平成 27 年度向け合理化及び市民窓口改善事業等に関する交渉を行った。

### 今回の交渉の主な目的

平成 26 年 9 月 24 日に提案した平成 27 年度実施に向けての合理化等の事務事業の見直しについて協議を重ねるとともに、コンビニ交付等市民窓口改善事業について提案し協議を行った。

### 組合への提案

(提案メモ) コンビニ交付等市民窓口改善事業について

[別紙](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 平成 27 年度向け合理化等について

##### 協議の要旨

平成 26 年 9 月 24 日に提案した合理化等提案項目について、支部での協議の確認を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>総合センターの管理運営業務並びに園田東会館管理運営業務及び地域住民交流促進業務の見直しについて</p> <p>組合としても、見直し内容の大要については理解している。ただし、市民サービスの低下を招くことのないよう、いくつかの項目で現場から挙がっている声について引き続き支部で協議していきたいと考えているが、当局もそれではいか。</p>	<p>そのように考えている。</p>

<p>特に園田東会館で実施している地域住民交流促進業務の委託に際しては、これまでも人權課の戸ノ内担当が実施してきた経緯を踏まえて、委託先団体の指導等に当たっていただきたい。仮に締結した委託契約の不履行といった事態に陥るようなことがあれば、組合としても意見していくつもりである。</p>	<p>組合からの意見については、十分原局に伝えておく。</p>
<p><b>小学校給食調理業務の見直しについて</b></p> <p>前年度の合意事項を踏まえた提案であり、基本的には理解しているが、臨時的任用職員の雇用についても保障していただきたい。</p>	<p>臨時的任用職員については、給食調理業務に限らず、任用期間を定めて当該期間内に限った任用としているところであり、当該期間経過後についてまで雇用を保障するのは難しい。</p>
<p>組合としては、小学校給食調理業務を全て委託してしまうと、調理現場の声を汲み取ることができなくなり、学校給食の改善ができなくなるおそれがあることから、直営校を残すべきであると考えている。</p>	<p>小学校給食調理業務について、既定の委託方針を踏まえて取組みを進めていく考えに変わらない。また、委託校については、保護者等に対するアンケート結果を踏まえるなどして、常に内容の向上等に努めており、直営でなければ学校給食の改善ができないということはない。</p>
<p><b>場内整備業務の見直しについて</b></p> <p>これまで場内整備業務に係る短時間勤務職員の欠員が常態化しているという事実を考慮する中で、見直し内容については一定理解したところである。しかし、最近になって、校務員だった者の中に場内整備業務の再任用に空きがあるのであれば従事したかった者もいるという話を聞いた。再任用の就労意向調査の実施にあたっては、再任用ポストにどのような業務があるのかを広く周知したうえで、希望を聞くなどすべきではないか。</p>	<p>再任用就労意向調査では、特段業務を限定することなく本人の希望等をお伺いしている。</p>

<p><b>収集体制の見直しについて</b></p> <p>燃やすごみの収集日数を週3日から週2日に変更した際に、現場の混乱防止の観点から、ごみ量の減少が見られるまでの間は収集車両台数を29台ではなく30台とするよう組合が要求した経緯もあることから、実際にごみ量が減少している以上、今後29台としていくことはやむを得ないものと考えている。それまでの間の減車1台分の欠員については、どのように対応するつもりか。</p>	<p>正規職員の退職動向を踏まえた提案内容としており、平成29年4月の実施までの間は正規職員を補充することなく対応していく予定である。</p>
<p>収集業務に関する直営比率35%については維持するのか。</p>	<p>現時点でその比率を変えるような考えはない。</p>
<p><b>自転車等駐車場管理運営業務及び放置自転車対策業務の見直しについて</b></p> <p>支部協議において一定合意に至っている。その中で、当該職場における嘱託員の雇用確保についても確認しており、全庁的に対応するなど内容遵守をお願いしたい。</p>	<p>当該嘱託員に係る今後の職場等については、現在検討を行っているところである。</p>

**課題解決への方向性**

組合は総合センターの管理運営業務、園田東会館管理運営業務及び地域住民交流促進業務の見直しについては、引き続き支部での協議を進めていくこととした。また、その他の事項については、これまでの交渉を踏まえ一定の判断を行うこととした。

**2 コンビニ交付等市民窓口改善事業について**

**協議の要旨**

当局からコンビニ交付等市民窓口改善事業の具体的内容について説明した後、協議を行った。提案項目は次のとおり。

<p>コンビニ交付サービスの実施</p> <p>自動交付機の設置</p> <p>3サービスセンターの土曜日開庁</p> <p>窓口業務の委託</p> <p>登録型本人通知制度の実施</p> <p>申請等における郵送方式の採用</p> <p>証明コーナーの廃止</p>
---

組合の主張	当局の回答
この見直しに係る効果額は。	人件費については2億6,500万円程度の削減となるが、一方でシステム導入等のランニングコストが想定されることから、平準化した効果額としては、平成33年度に7,200万円程度を見込んでいる。
見直しに伴う定数減の詳細は。	<p>正規職員については、平成28年度は、市民課の窓口担当で6人、戸籍担当で2人、阪神尼崎サービスセンターで1人、JR尼崎サービスセンターで3人、阪急塚口サービスセンターで5人の定数減となるが、市民課の管理担当で1人の定数増もあることから、定数減は計16人となる。また、平成29年度は、証明コーナーで9人の定数減となる。</p> <p>短時間勤務職員については、平成28年度は、市民課の窓口担当で1人、戸籍担当で2人、阪神尼崎サービスセンターで2人、JR尼崎サービスセンターで2人、阪急塚口サービスセンターで3人の計10人の定数減となる。また、平成29年度は、証明コーナーで8人の定数減となる。</p>
どのような根拠に基づいてその人数となったのか。	法律上可能な範囲に限定して委託する業務を整理したうえで、当該業務の現在の事務量から判断したものである。
その定数査定にあたっては、現在の申請件数等から事務量を判断しているものと思われるが、今後設置されると聞いている窓口一部委託に向けたワーキングチームにおける検討の結果、委託に伴う業務を精査した結果として、その人数に増減が生じることはありうるのか。	業務量の状況等によっては、人数の増減が生じる可能性はあるものと考えている。
証明コーナーはなくなるということか。	そういうことである。
過去に支所の業務を整理した際に、本庁の負担が増すことを想定して本庁の市民課等の職員を増やした経過があるが、今回はそういった対応をとらないのか。	現在、証明コーナーで対応している相当程度はコンビニ交付で対応していくこととなるよう考えており、そういった対応は考えていない。

<p>証明コーナーにおいては、高齢者や障害者に限り、各種証明書の交付業務以外の業務も行っている。当該業務については、コンビニ交付では対応できないが、この点についてはどのように考えているのか。</p>	<p>そういったことも踏まえて、証明コーナーで行っている国民健康保険料の納付済確認票の発行や高額療養費等の申請受付について郵送方式を取り入れる予定としている。</p>
<p>本市は以前に市民課の住民票入力業務で労働局から偽装請負の指摘を受けた経過がある。今回も同じようなことになるのではないか。</p>	<p>兵庫労働局にも事前の協議・確認を行うなど、過去を教訓として偽装請負とならないよう、十分に注意を払っていく。</p> <p>以前は職員が混在しており、直接の指示がなされたことが問題であったが、今回はパーティションで確実に区切るなどして物理的に分離し、指示が必要な場合は必ず代表者を通じて行うよう周知徹底していく。</p>
<p>パーティションによる物理的な分離は以前も行っていた。それにもかかわらず、偽造請負と指摘されるに至ったことは十分に認識していただきたい。</p>	<p>物理的な分離ができておればそれでよいというものでないことは十分に認識している。過去に偽装請負と指摘されたことを踏まえて、再びそういった事態を招くことのないよう一層徹底していきたい。</p>
<p>今回の市民窓口委託については、過去の住民票入力業務以上に困難が伴うと思われる。仮に偽装請負と指摘された場合、その責任は当局がとるという認識のうえでの提案ということでしょうか。</p>	<p>責任の範囲についてはそれぞれのケースによって判断されるものであるが、当局として責任をもって提案しているものである。</p>
<p>他都市でも同様の取組みが実施されているのか。</p>	<p>コンビニ交付については、平成 26 年 12 月時点で、全国 91 市町村で実施しており、近隣では西宮市、豊中市が既に実施している。また、大阪市が平成 27 年 1 月に、神戸市が平成 28 年 1 月に実施する予定と聞いている。他の取組みについても他都市で実施している事例がある。</p>
<p>現場に対して十分な説明がなされていない。職員向けの説明会の実施についても検討していただきたい。</p>	<p>職員向けの説明会については、原局からも実施の意向である旨確認している。</p>

<p>戸籍業務に対応していくには一定のノウハウを要すると聞いているが、それに対応できるだけの業者を選定できるかについては不安がある。また、サービスセンターにおいては、国民健康保険や介護保険等も含めた横断的な対応をしているが、委託によって市民サービスの低下につながるおそれがあると考え。</p> <p>土曜開庁については、阪急塚口サービスセンター以外もかつては実施していたが、市民からのニーズがなかったということで縮小してきた経過があり、改めて拡充する必要はないのではないか。加えて、マイナンバーカードやコンビニ交付が普及すれば、自動交付機の設置についてもニーズは低いと考える。</p> <p>また、委託の時期についても市民課業務のみを先行させるのではなく、保健福祉を含む公共施設再配置と合わせて全庁的に取り組まなければ無駄が生じるのではないかと。</p> <p>これらの点を踏まえれば、今回の提案について組合としては反対であるが、今後、支部での協議には応じていく考えである。</p>	<p>今回の取組みの趣旨は説明したとおりであるが、本日の交渉で出た意見については原局にも伝えておくので、支部においても十分に協議していただきたい。</p>
---	---

**課題解決への方向性**

引き続き支部を中心に協議していくこととした。

**3 その他**

組合の主張	当局の回答
<p>交通局からの転籍についての状況はどうか。</p>	<p>交通局からは、現段階では一部の職員に対して個人ごとの面談が実施できていない状況であるが、それらの職員に対しても近々実施していくと聞いている。交通局での面談結果の状況等を把握したうえで、総務局として具体的な対応等を考えていきたい。</p>
<p>組織の新陳代謝を考慮すると、交通局からの職員の受入れにあたっては市長事務部局のみで対応するのではなく、水道局も含めて対応するという考えに変わりはないか。</p>	<p>交通局からの職員の受入れにあたっては、市全体で対応していくという考えに変わりはない。</p>

以上  
(給与課)

コンビニ交付等市民窓口改善事業について（メモ）

H27.1.28

市民窓口業務におけるサービスの維持・向上に向け、以下の取組みを実施するとともに、当該業務の運営経費の縮減を図る。

1 実施内容

コンビニ交付サービスの実施

住基カード及びマイナンバーカードを用いて、全国のコンビニエンスストアにおいて、戸籍全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、市県民税課税額証明書の交付を行う。

自動交付機の設置

本庁及び3サービスセンターに自動交付機を設置し、コンビニ交付と同様の証明書等の交付を行う。

3サービスセンターの土曜日開庁

現行の阪急塚口サービスセンターに加えて、JR尼崎サービスセンター及び阪神尼崎サービスセンターにおいても土曜日開庁を行うとともに、現行のサービスに加えて印鑑登録・戸籍届出等の受付業務を追加する。

これに伴い、勤務を要しない日（週2日）を日曜日及びそれ以外の1日に見直す。

窓口業務の委託

本庁及び3サービスセンターの住記・戸籍・印鑑登録業務における受付及び証明書等交付事務を民間事業者へ委託する。

登録型本人通知制度の実施

住民票、戸籍証明が第三者等から請求された場合に、事前に登録している市民に対し通知する制度を実施する。

申請等における郵送方式の採用

現在、証明コーナーで行っている国民健康保険料の納付済確認票の発行や高額療養費等の申請受付について郵送方式を取り入れる。

証明コーナーの廃止

コンビニ交付等の実施に伴い、5証明コーナーを廃止する。

2 実施時期

平成28年1月（ ）

平成28年4月（ ）

平成29年4月（ ）

3 人員

正規職員 16人、短時間勤務職員 10人（平成28年度）

正規職員 9人、短時間勤務職員 8人（平成29年度）

以上  
（給与課）